年　　月　　日

上尾市長　　　　　　　　　　　宛

受注者

代表者

主任技術者

主任技術者チェックリスト

　現場代理人等通知書にて通知した主任技術者は建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項並びに「上尾市発注工事における主任技術者等に関する基準」(以下上尾市基準)で定める事項について以下のとおり、要件を満たしていることを確約いたします。

工事名：

請負代金：　　　　　　　　　　　　円(消費税及び地方消費税の額を含む)

**チェック項目**

☐　A　請負代金が4000万円(※1)未満である (上尾市基準4)　 **(該当しない場合は a 確認)**

☐　B　ほかの工事の現場代理人ではない (上尾市基準5)　 **(該当しない場合は b 確認)**

☐　C　経営業務の管理責任者ではない。 (上尾市基準6)　 **(該当しない場合は c 確認)**

☐　D　本店・営業所の専任技術者ではない (上尾市基準7)　 **(該当しない場合は d 確認)**

**※以上の項目に該当しないものがある場合は、該当しない項目について以下をチェックすること。**

**☐　a.請負代金が4000万円(※1)以上である。(以下の全ての要件を満たしていること)**

☐　a1　兼務件数は本工事を含め2件以下である。

☐　a2　以下のいずれかに該当している。

☐　a2-1本工事との工作物に一体性または連続性が認められる

☐　a2-2相互の工事の資材を一括して調達する

☐　a2-3工事の相当部分を同一の下請負業者が施工する予定である

☐　a3　兼務する工事現場が2件とも上尾市内である。または工事現場の相互の間隔が概ね

10㎞以内の場所であり、同一の受注者が施工する。

**☐　b.ほかの工事の現場代理人である。(以下のいずれかの要件を満たしていること)**

☐　b1　請負代金が4,000万円(※1)以上であり、同一契約の1件のみである。

☐　b2　請負代金が4,000万円(※1)未満であり、1件のみである。

☐　b3　請負代金が4,000万円(※1)未満であり、現場代理人と主任技術者の兼務件数が本工事を含め3件以下であるほか、以下の要件全てを満たしている。

☐　b3-1　国、県または上尾市が発注する工事である

☐　b3-2　工事場所が上尾市内である

☐　b3-3　契約当初の請負代金の総額が4,000万円(※1)未満である

**☐　c.経営業務の管理責任者である(以下の全ての要件を満たしていること)**

　☐　c1　請負代金額が4000万円(※1)未満である(上尾市基準6)

　☐　c2　受注者と経営業務管理責任者が直接的かつ恒常的な雇用関係である(経営業務の管理責任者が事業主である場合を除く) (上尾市基準6)

　☐　c3　本店、支店(営業所)が上尾市内にあり、工事現場と本店、支店(営業所)との間で常時連絡を取ることができる体制である。(上尾市基準6)

**☐　d.営業所等の専任技術者である(以下の全ての要件を満たしていること)**

　☐　d1　請負代金額が4000万円(※1)未満である(上尾市基準7)

　☐　d2　専任技術者が属する営業所等と本工事の請負契約を締結している(上尾市基準7)

　☐　d3　当該営業所が上尾市内であり、本店及び各工事現場との間で常時連絡を取ることができる体制である(上尾市基準7)

備考

・※１については、建築一式工事にあたっては8000万円と読み替えるものとする

・いずれの場合も本工事の付帯工事については本工事と同一の工事とみなす。(上尾市基準4)

・他の工事が単価契約の主任技術者である場合は、当該工事は非専任工事であるため、兼務に当たらない(上尾市基準4)